

2016年11月01日

安心の5年間保証  
LED電球に保証制度を導入  
受付の専用窓口を新設



【LED電球外箱】



【一般電球タイプ】  
(口金E26)



【小形電球タイプ】  
(口金E17)



【ハロゲン電球タイプ】  
(口金E11)



【LED小丸電球】  
(口金E12)

パナソニック株式会社 エコソリューションズ社は、お客様が安心してLED電球を購入、使用できるように、2016年12月から新たに、保証制度を導入します<sup>(※1)</sup>。具体的には、対象製品を購入した日<sup>(※2)</sup>から5年間<sup>(※3)</sup>、不点灯などの故障<sup>(※4)</sup>があった場合は、無料で代替品<sup>(※5)</sup>と交換<sup>(※6)</sup>します。

故障品の交換<sup>(※6)</sup>は、2016年12月1日より新設するLED電球専用窓口(フリーダイヤル・ウェブ)や、購入した販売店<sup>(※7)</sup>にて受け付けします。

当社は、照明のリーディングカンパニーとして「快適」と「エコ」が両立し、より安心、安全に使用できるあかりを提供していきます。

## ●対象となる製品

LED電球(口金E26・E17・E12・E11)<sup>(※8)</sup>。既に購入・使用している製品も対象となります。

## ●保証期間

製品購入日より5年間<sup>(※3)</sup>。購入日は保証書やレシートで確認しますが、これらが無い場合は、製造年月より5年間。製造年月はLED電球に印字されている製造ロット番号で確認します。

## ●受付開始日

2016年12月1日

## ●受付窓口

販売店のほか、下記の専用窓口を新設

### 【LED電球専用窓口】

フリーダイヤル: 0120-878-195 (受付時間9時~20時、年中無休)

ウェブ: <http://sumai.panasonic.jp/support/repair/lighting/led/index.html>

※1: 日本国内のみ。保証書は順次製品に同梱します。

※2: 購入日がわからない場合は、製造年月をもって、保証期間の開始日とします。

※3: 24時間連続使用など1日20時間以上の長時間使用の場合、保証期間が半分となります。

※4: 取り扱い上の注意に従った使用状態で故障した場合、使用状況によっては対象とならない場合があります。

※5: 生産終了品については、後継機種または同等の製品を代替品とします。

※6: LED電球の取り替え作業は含みません。当社の保証制度は修理対応が基本ですが、LED電球は修理することができないため、本体交換となります。

※7: 一部の販売店を除きます。

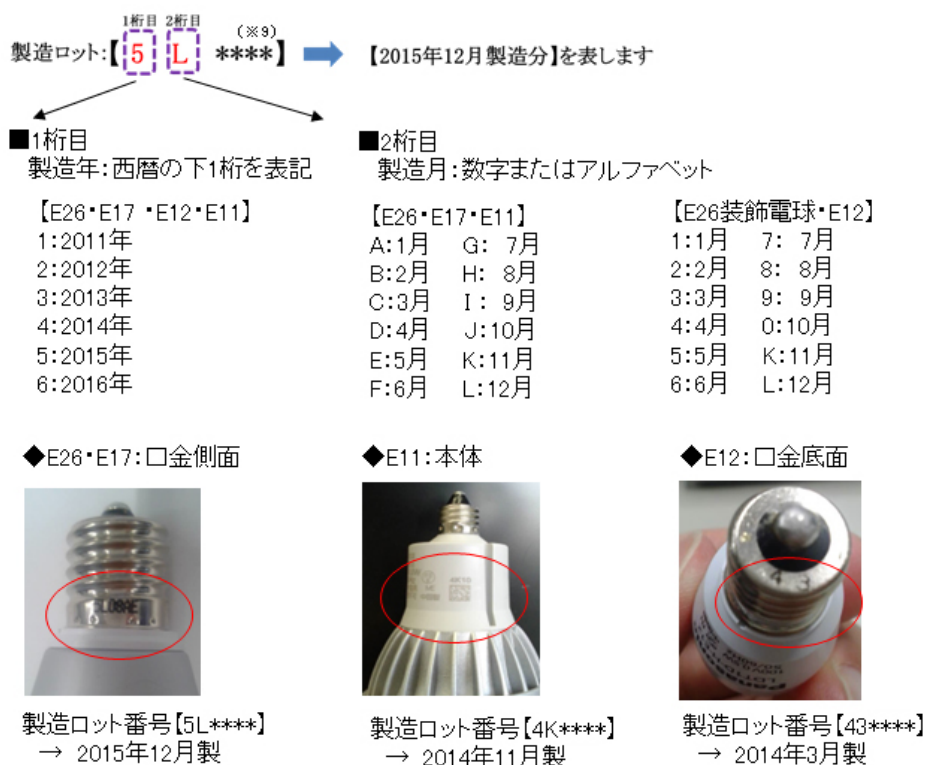
※8: 日本国内での販売製品のみ。

### 【お問い合わせ先】

エコソリューションズ社 ライティング事業部 ライティング機器BU 住宅商品部 光源営業PSI企画課

電話: 06-6908-1131 (代表 受付 9:00~17:30)

### 【ご参考】製造ロット番号の確認方法



※9 \*は、数字・アルファベット・空白の場合があります。

以上

プレスリリースの内容は発表時のものです。

商品の販売終了や、組織の変更等により、最新の情報と異なる場合がありますのでご了承ください。